



宿毛市は 出会いたい あなたを 応援します

こうち出会いサポートセンターのマッチングシステム入会登録料を補助します。
詳しくは、裏面をご確認ください。

補助額

平成31年4月1日以降マッチングシステムに初めて登録をした方 10,000円（全額補助）

平成31年4月1日以降マッチングシステムに再登録をした方 5,000円（半額補助）

※ただし、この補助金の申請が初めての方に限ります

対象者

宿毛市に住民票がある方でマッチングシステムに登録しているご本人様

※その他補助要件あり

宿毛市では、結婚の希望のある方が適当な相手に巡り合う手段のひとつとして、高知県が実施する出会い・結婚支援事業のマッチングシステム（以下「マッチングシステム」という）への登録を通じて、出会いの機会の充実や拡大を図ることを目的に、マッチングシステムへの入会登録料を補助します。

補助対象者

次の1から3のすべてに該当する人

- 1 宿毛市に住民基本台帳が登録され居住している
- 2 宿毛市税を滞納していない
- 3 マッチングシステムに登録している本人

のうち、次の4または5のいずれかに該当する人

4 平成31年4月1日以降にマッチングシステムに初めて登録をした方

5 平成31年4月1日以降にマッチングシステムに再登録をした方（ただし、この補助金の申請が初めての方に限ります）

補助申請に必要な書類

- ▶宿毛市出会い・結婚支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）
- ▶高知出会いサポートセンター発行のマッチングシステム会員登録証（申請日時時点で有効なもの）
- ▶入会登録料の領収証
- ▶宿毛市税の完納証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）
- ▶同意書（第2号様式）

補助金額

マッチングシステムに初めて登録をした方（＝補助対象者4に該当）10,000円（全額補助）

マッチングシステムに再登録をした方（＝補助対象者5に該当）5,000円（半額補助）

※ただし、この補助金の申請が初めての方に限ります

補助対象期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

※予算の範囲内で補助するため、対象期間内であっても受付できない場合があります。ご了承ください。

補助申請の流れ

① 補助申請書類を企画課へ提出

交付申請書や会員登録証の写しなど必要書類を提出

② 審査・交付決定

内容を審査し、結果を通知します

③ 請求書を提出

交付決定書が届いたら、宿毛市へ請求書を提出

④ 補助金の支払い

請求額を交付申請者に振り込みます

申請書類提出先・問い合わせ先

宿毛市企画課 移住定住推進室

TEL 0880-63-1118

FAX 0880-63-0174

MAIL kikaku@city.sukumo.lg.jp



◀宿毛市 HP はこちら

(<http://www.city.sukumo.kochi.jp/docs-05/deaiekkonshien.html>)

高知県のマッチングシステム（高知で恋

しよ!!マッチング）についてはこちら▶

(<https://www.koishiyu.pref.kochi.lg.jp/>)

